

映画英語教育学会会則

(平成22年8月8日 第16回大会にて改訂)

第1章 総則

第1条 本学会を映画英語教育学会(ATEM=The Association for Teaching English through Movies)と称する。

第2条 本学会は、映画の持つ教育的価値に着目し、語学的側面、文化的側面、その他を探り、会員相互の研究・情報交換を通じて、語学教育をより豊かに、より効率的に、そしてより実践的にすることをその役割とする。

第3条 本学会の事務局を事務局長が勤務する職場に置く。

第2章 事業

第4条 本学会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行なう。

- ① 映画英語に関する調査研究及び情報交換
- ② 研究資料・統計等の提供及び貸出し
- ③ 定例会、講演会、講習会および研究会の開催、または後援
- ④ 学会誌「映画英語教育研究」の発行
- ⑤ その他、第2条の趣旨に添う事業

第3章 会員

第5条 本学会には、学会の趣旨、目的に賛同する人は誰でも入会できる。

第6条 会員は、「会費に関する細則」で定める費用を納めなければならない。既納の会費及び諸経費は、いかなる理由があっても返還しない。

第7条 本学会の会員は普通会員、団体会員、賛助会員、および名誉会員とする。

- ① 普通会員は本学会の趣旨に賛同する個人とする。
- ② 団体会員は本学会の趣旨に賛同する教育、研究団体、図書館とし、1名の代表者を登録する。
- ③ 賛助会員は本学会の趣旨に賛同する企業等とし、1名の代表者を登録する。
- ④ 団体会員、賛助会員は各々1名分の個人会員と同等の本学会内資格を有するものとする。
- ⑤ 名誉会員は本学会の活動に特別に寄与した者とし、理事会の推薦に基づき会長が任命する

第8条 会費の額は、理事会によって定められる。

第9条 会員は、本会則を守らなければならない。

第10条 本学会の趣旨、目的、あるいは会則に著しく反する行為があった時は、理事会の3分の2以上の同意をもって当会員を除名することができる。

第4章 役員

第11条 本学会は以下の役員を置く。

- ① 会長1名
- ② 副会長2名
- ③ 専務理事5名(2名は副会長を兼任)
- ④ 理事6名
- ⑤ 会計監査2名

第12条 各役員の役割は以下の通りとする。

- ① 会長は、本学会を代表し、業務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- ③ 専務理事はおのこの大会、紀要、広報、国際交流、事務局を担当し、本学会の重要活動分野に関する役割を総括す

る。

④事務局長(事務局担当専務理事)は、本学会の事務局を設置し、学会業務を執行する。

⑤理事は理事会を構成し、各支部(地方)の意見を反映しながら、本学会の全国的活動に関する事項を協議、決定する。

⑥業務に要した経費は理事会が認めた範囲で支払われる。

第13条 各役員の選出方法ならびに任期は以下の通りとする。

①会長は、理事会の合議によって決定される。

②副会長は、大会ならびに紀要担当専務理事2名が兼任する。

③専務理事は、本学会に1年以上入会している者より理事会が推薦し、大会によって承認された会員とする。

④理事は原則として、支部ある地方からは支部運営委員会の推薦、支部のない地方からは支部会則に定める地域に勤務または在住の会員の中より理事会が推薦し、大会によって承認された会員とする。

⑤会計監査は、理事以外の会員の中より会長がこれを委嘱する。

⑥役員の任期は、承認を受けた総会から翌々年度の総会までの2年間、1期とする。ただし、会長の任期は最大連続2期とする。他の役員の再任は妨げない。

⑦役員に心身の故障、選任事情の変更、その他止むを得ない事情の生じた時、会長は理事会の同意を得てこれを解任できる。

第5章 理事会

第14条

①理事会は、会長、副会長、専務理事、理事にて構成する。

②理事会は、会長または副会長が必要と認めた時、あるいは、理事会構成員の4分の1以上からの請求があった時に、会長がこれを召集する。

③理事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ議決することができない。

④理事会の議決は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決すところによる。

⑤名誉会員は理事会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しないものとする

第6章 委員会

第15条 本学会は、理事会の下に、以下の委員会を置くことがあり、各委員会の詳細は理事会の議決によって定められる。

①大会運営委員会 ②紀要編集委員会

③国際交流委員会 ④賛助会員交流委員会

⑤著作権問題専門委員会 ⑥支部長(支部役員)交流会

⑦広報委員会 ⑧支部研究委員会の全国交流会 ⑨その他

第7章 大会

第16条

① 定例大会は、原則として1年に1回、会長が召集する。

② 理事会の要請により、会長は臨時大会を開催することがある。

第17条 大会は、総会、研究発表、および会員相互の交流の場とする。研究発表者は、理事会より依頼された会員、非会員、

あるいは、理事会に事前に通告、承認された会員とする。

第18条 総会に付議すべき事項は、以下の通りとする。

- ① 活動報告と会計報告の承認
- ② 活動計画と予算案の承認
- ③ 役員人事の承認
- ④ 会則改正の承認
- ⑤ その他

第19条 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第8章 会 計

第20条 事務局長は、会計および事務局員を任命し、理事会の承認を得る。

第21条 本学会の経費は、各会員の会費、講演会等の収入及び寄付のうちから支弁する。

第22条 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 会計は年度決算書を作成し、会計監査の後、理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第9章 支 部

第24条 本学会は理事会の承認の下、地域別に支部を設けることができる。その運営については別に定める。

第25条 支部は、必要に応じて支部の委員会を設けることができる。

第26条 理事会は、本学会の趣旨、目的 あるいは会則に著しく反する支部活動があったときは、理事会の3分の2以上の同意をもって支部の承認を取り消すことができる。

第10章 会則の変更及び解散

第27条 本会則を変更しようとする時は、構成員の3分の2以上が出席した理事会において、その3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。

第28条 本学会を解散しようとする場合は、構成員の3分の2以上が出席した理事会において、その3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。

第11章 責任の範囲

第29条 本学会は、学会の公認、後援、及び依頼のもとに行われた行為であっても、その結果起こった損失に対してはいかなる責任も問われない。また、会員は学会に補償を請求することができない。

第12章 付 則

第30条 本会則は、平成7年3月18日より施行する。

第31条 本会則は、平成9年3月8日 第3回大会にて改定する。

第32条 本会則は、平成18年7月1日 第12回大会にて改定する。

第33条 本会則は、平成22年8月8日 第16回大会にて改訂。

映画英語教育学会 会費に関する細則

- 1、本学会の会費は、会計年度(4月1日～翌年3月31日)を対象に以下の通りとする。
 - ①普通会員 年額 5,000円(うち、支部分担金2,000円)
 - ②団体会員 年額 5,000円(うち、支部分担金2,000円)
 - ③賛助会員 年額10,000円(1口)とし、入会時に1口以上を申告する。
 - ④名誉会員からは会費を徴収しない。
- 2、会員は、3月末までに新年度会費を納めなければならない。
- 3、会員が、会費を滞納した場合、事務局は適時、督促することができる。
- 4、会費滞納が、1年を超えた時、事務局は学会誌等の送付を停止し、理事会に報告するものとする。
- 5、会費滞納が、2年間を経過した会員は、理事会の承認の下、会員資格を失い、会員名簿より削除する。
- 6、会員は、長期に国外居住する場合でも、会費の納入義務は免れないものとする。その場合、通信事務の国内送付変更先を指定することができる。ただし、やむを得ない場合に限って、海外への送付先を指定することができるが、送付方法は原則として、船便とする。
- 7、大会参加費など、その他の参加費、事業費などの詳細は、理事会が決定する。
- 8、理事会は、支部が存在し、活動している支部に、前年度会費納入済み支部内会員総数分の支部分担金を本年度5月中に、支部運営委員会に送金する。
- 9、支部運営委員会は支部分担金の使用明細を、会計年度終了後2ヶ月以内に、理事会に報告しなければならない。
- 10、本会費に関する細則の変更は、理事会の議決によっておこなう。
- 11、平成22年8月8日第16回大会での会計年度期間変更に伴う臨時措置として、平成22年度分会費については、平成23年3月31日までとする。平成23年度分会費については、同年4月1日から翌年3月31日までとする。

映画英語教育学会 支部会則

第1条 支部は、映画英語教育学会〇〇支部(〇〇 Chapter, ATEM=The Association for Teaching English through Movies)と称する。

第2条 支部は、本学会の事業をその地域的な事情に即して推進することを目的とする。

第3条 支部の事務局は、原則として、支部事務局長が勤務する職場におく。

第4条 支部の会員は、その地域に居住または勤務する個人ならびに団体とする。

第5条 本学会の会員は、いずれの支部の事業にも参加することができるものとする。

第6条 支部に次の役員を置く。

- ① 支部長1名 ② 副支部長若干名 ③ 運営委員若干名 ④ 事務局長1名
- ⑤ 会計監査2名 ⑥ 理事(役員兼務の場合はなし)

第7条 各役員の役割は以下の通りとする。

- ① 支部長は、運営委員会を招集し、これを主宰する。また、支部を代表し、理事会に出席する。
- ② 副支部長は、支部長を補佐し、必要に応じて支部長を代理する。
- ③ 運営委員は、支部の事業を協議、決定する。
- ④ 事務局長は、事務局を設置し、支部活動を執行する。
- ⑤ 支部長、副支部長、運営委員、事務局長、理事は運営委員会を構成し、過半数の出席にて成立、多数決により議決する。

第8条 各役員の選出方法ならびに任期は以下の通りとする。

- ① 運営委員は、運営委員会が推薦し、支部総会において承認する。
- ② 支部長は、運営委員会の合議によって決定される。
- ③ 副支部長・事務局長は、運営委員会の互選による。
- ④ 会計監査は、運営委員以外の会員の中より支部長がこれを委嘱する。
- ⑤ 任期は、いずれも2年とし、再任を妨げない。

第9条 支部長は、毎年1回支部大会を招集する。また運営委員会の要請により臨時支部大会を招集することがある。

第10条 ①支部は以下の地域(都道府県)とする。

- | | |
|------|----------------------------------|
| 北日本 | (北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島) |
| 東日本 | (栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨) |
| 中部 | (静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井) |
| 関西 | (滋賀、奈良、和歌山、京都、大阪、兵庫) |
| 中国四国 | (鳥取、岡山、島根、広島、山口、徳島、香川、高知、愛媛) |
| 九州 | (福岡、大分、佐賀、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄) |

- ②前項の地域内に居住または勤務する会員のうち、5名以上の発議があること。
- ③理事会の承認があること。
- ④発議者連名で、その地域内のすべての会員に支部設立大会の開催要項の案内がされること。
- ⑤支部結成大会が、開催日時点で同会員の内、委任状を含む過半数の出席を得ること。

⑥なお、支部結成後は、その地域内のすべての会員は支部に所属するものとする。

第 11 条 事務局長は、会計および事務局員を任命し、運営委員会の承認を得る。支部の経費は理事会から配分された支部活動費およびその他の事業収入、助成金をもってこれにあてる。会計は、会計監査の後、毎年1回支部総会において会計報告し、また、理事会に報告しなければならない。

第 12 条 支部会則の変更は、理事会の発議により、全国総会の承認を受けるものとする。

第 13 条 付則

本支部会則は平成 22 年8月 8日 第 16 回大会にて改訂。